

○文部科学省告示第七十五号

外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）第三号の規定に基づき、高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 馳 浩

高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準

- 一 当該課程の修了者が当該外国の学校教育における十一年以上の課程を修了したとされるものであること。
- 二 当該課程の修了者が大学に対応する当該外国の学校に入学することができるものであること。
- 三 高等学校の教科等に相当する教科等により編成される教育課程を有すると認められるものであること。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。